



令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告の概要（抜粋）

令和 5 年 12 月 19 日、社会保険審査会にて「令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告」が公開されました。今回の介護報酬改定の基本的な視点としては、概ね「1. 地域包括ケアシステムの深化・推進」「2. 自立支援・重度化防止に向けた対応」「3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「4. 制度の安定性・持続可能性の確保」等に集約されます。主な報酬改定に関する内容を抜粋します。その他のサービスや内容の詳細につきましては、下記報告をご確認下さい。なお、改定期間については、「訪問看護」「訪問リハ」「通所リハ」「居宅療養管理指導」の 4 サービスに限り、6 月改定です。それ以外は、4 月です。

（参考）令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告（厚労省） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html

■ 共通

(1) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化（6 月施行）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。その際、1 年間の経過措置期間を設けることとする。また、以下の見直しを行う。※施行は令和 6 年 6 月となりました。

【ア】職種間の賃金配分について、引き続き介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしつつ、職種に着目した配分ルールは設けず、一本化後の新加算全体について、事業所内で柔軟な配分を認める。

【イ】新加算の配分方法について、新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、一番下の区分の加算額の $1/2$ 以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。その際、それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額について、その $2/3$ 以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

【ウ】職場環境等要件について、生産性向上及び経営の協働化に係る項目を中心に、人材確保に向け、より効果的な要件とする観点で見直しを行う。

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定の経過措置を設ける観点から、令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないこととする。（抜粋）

その他、「高齢者虐待防止の推進」「身体的拘束等の適正化の推進」に伴う減算等

■ 居宅介護支援

(1) 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）

令和 6 年 4 月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。

【ア】市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。

【イ】以下のとおり運営基準の見直しを行う。

i 居宅介護支援事業者が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。

ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。

【ウ】居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

(2) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

(基準) 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。

【ア】原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。

【イ】指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(3) 介護支援専門員1人当たりの取扱件数

介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。

その他、「特定事業所加算の見直し」「情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直し」等

■ 訪問介護

(1) 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

(2) 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

その他、「特定事業所加算の見直し」「認知症専門ケア加算の見直し」等

■ 通所介護

(1) リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進する観点から、リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。

(2) 入浴介助加算の見直し

通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、以下の見直しを行う。

【ア】入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算(Ⅰ)の算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。

【イ】入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件に係る現行のQ&Aや留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する

その他、「科学的介護推進体制加算の見直し」「アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し」等



保守グループ 田中 和葉

昨年9月に入社いたしました田中と申します。まだまだ勉強中のため、拙いご案内で皆様にはご迷惑をおかけすることもあると思いますが、精一杯努力してまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。また寒さも続きますので、お体にお気をつけてお過ごしください。